

淡路地区海岸ゾーン民間活用検討委員会 規約

(名称)

第 1 条 本会は、「淡路地区海岸ゾーン民間活用検討委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

(事務局)

第 2 条 委員会の事務局は、近畿地方整備局国営明石海峡公園事務所に置く。

(目的)

第 3 条 委員会は、国営明石海峡公園淡路地区海岸ゾーンにおいて、民間事業者が公募設置管理制度（Park-PFI）による整備を進めるにあたっての「公募設置等指針」の策定及び事業実施者の選定等について助言し、手続きの公平性の確保及び公園利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 委員会は、第 3 条の目的を達成するため、以下の事項に対して助言を行う。

- 1) 公募設置等指針案の策定
- 2) 民間事業者からの公募設置等計画に関する審査
- 3) 公募設置等予定者の選定
- 4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(委員の種類)

第 5 条 委員会に次の委員を置く。

委員長 1 名

委員 2 名

- 2 委員は別紙 1 のとおりとする。

(委員の選任、任期)

第 6 条 委員長は、委員会において、委員のうちから選任する。

- 2 新委員の選任は、事務局の推薦に基づき、委員会で承認するものとする。
- 3 委員の任期は、平成 30 年 7 月 1 日から 1 年間とする。

(委員の責務)

第 7 条 委員は、委員会を構成し、本会の業務の執行を決定する。委員長は、本会を代表し、業務を統括する。

(委員会の機能)

第 8 条 委員会は、下記の事項について審議する。

1. 規約の変更に関する事項
2. 公募設置等指針に関する事項
3. 評価基準に関する事項
4. 民間事業者からの提案内容評価に関する事項

(委員会の開催)

第 9 条 委員の招集は委員長が行うものとし、委員の過半数の出席をもって成立するものとするが、持ち回り方式によることを妨げるものではない。

(議決)

第 10 条 議決は、委員会に出席した委員の合議によるものとする。

(氏名等の公表)

第 11 条 委員会の透明性の確保を図るため、委員等の氏名、委員会の開催については公表するものとする。

2. 委員会は、討議の自由性を確保するため非公開とする。
3. 委員会での審議事項の概要及び資料等については、公表するものとする。
ただし、公表することが適切でないと委員会が判断するものについては公表しないものとする。

(秘密を守る義務)

第 12 条 委員は、第 8 条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(雑則)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、その他必要な事項は委員会において定める。

附則

この規約は、平成 30 年 7 月 10 日から施行する。

淡路地区海岸ゾーン民間活用検討委員会 委員名簿

氏名	所属	分野
岡村 修	公認会計士・税理士	会 計
熊谷 礼子	帝塚山大学 経済経営学部長	経 済
中瀬 勲	兵庫県立人と自然の博物館 館長	造 園

(敬称略：五十音順)